

羽衣国際大学における名誉教授の科学研究費助成事業への応募に関する規程

規程番号 793-04

令和4年6月21日 制定・施行

目次

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (応募資格)
- 第3条 (学長による応募資格の付与)
- 第4条 (交付決定の報告)
- 第5条 (研究倫理及び規則の遵守)
- 第6条 (直接経費及び間接経費、その他科研費の取扱い)
- 第7条 (改廃)

(趣旨)

第1条 この規程は、羽衣国際大学（以下「本学」という。）の名誉教授が、本学において科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）に応募する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(応募資格)

第2条 本学の名誉教授で、科研費の研究代表者又は研究分担者として当該助成事業に応募できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 主たる研究機関は本学であること。
- (2) 本学又は他大学において、研究代表者又は研究分担者として科研費に応募し採択された実績がある者。
- (3) 第3条で規定する手続きを経て、学長から応募資格を付与された者。
- (4) 科研費応募の学内締切日までに本学が定める研究倫理研修を受講した者。

(学長による応募資格の付与)

第3条 科研費の研究代表者又は研究分担者として当該助成事業に応募する名誉教授は、応募承認申請書（様式第1号）を本学に提出し、学長の承認を得なければならない。

- 2 前項の申請があった場合、本学の教育研究に支障がないと学長が認めた場合に限り、応募を承認するものとする。
- 3 応募承認申請書の提出期限は、科研費公募の学内受付期限2週間前までとする。
- 4 学長は第2項の規定により応募を認める場合、学長名の応募承認書（様式第2号）により応募の承認を申請者である名誉教授に通知するものとする。
- 5 応募承認申請書及び応募承認書の提出・通知は学術情報・地域連携課を経由して行う。

(交付決定の報告)

第4条 名誉教授は、科研費の交付決定通知を受け取りしだい、交付決定報告書（様式第3号）を本学に提出・報告しなければならない。

(研究倫理及び規則の遵守)

第5条 名誉教授は、科研費の交付決定がなされた場合、科学研究助成事業の助成条件及び使用ルール並びに本学が定める研究倫理及び規則等を遵守し、研究活動を公正に遂行し、なおかつ研究費を適正に運用しなければならない。

(直接経費及び間接経費、その他科研費の取扱い)

第6条 交付される科研費の直接経費及び間接経費、その他補助金に関する取扱いについては羽衣国際大学科学研究補助金事務取扱規程を準用する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、企画運営本部会議の意見を聴き、学長が決定する。

附 則

この規程は「羽衣国際大学における名誉教授の科学研究費補助金（研究成果公開促進費）への応募に関する規程」を廃止し、新たに令和4年6月21日に制定し、施行する。

様式（第1号～第3号）